第十八条に次の一号を加える。
八　ハンガリー協定
第十九条中「前条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
第二十二条中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
第二十二条の二中「ブラジル協定」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。
一　ブラジル協定
二　インド協定
第二十二条の三中「ブラジル協定」を「前条各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。
第二十三条中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
第二十五条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。
第二十六条中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。
第三十四条第二項中「ブラジル協定」を「第二十二条の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
第四十条に次の二号を加える。
十三　ハンガリー協定第一条1(c)に規定するハンガリーの法令
十四　インド協定第一条1(c)に規定するインド共和国の法令
第四十条の二中「第五条の二に規定する」を「第五条の二各号に掲げる社会保障協定に係る」に改める。
第四十四条第二項第一号中「相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加え、同項第四号イ中「第十八条」を「第十八条各号（第八号を除く。）」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令の一部改正）

第四条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成二十年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第十七号の八の次に次の二号を加える。
十七の九　ハンガリー協定　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。
十七の十　インド協定　社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。
第七条の二中「オーストラリア協定」を「次に掲げる社会保障協定」に改め、同条に次の各号を加える。
一　オーストラリア協定
二　ハンガリー協定
第十条に次の一号を加える。
五　ハンガリー協定
第十八条に次の一号を加える。
四　インド協定
第十九条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。
第二十条に次の一号を加える。
八　ハンガリー協定
第二十一条中「前条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
第二十四条中「第二十条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
第二十四条の二中「ブラジル協定」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。
一　ブラジル協定
二　インド協定
第二十四条の三中「ブラジル協定」を「前条各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第二十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。
第二十五条中「第二十条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
第二十七条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。
第二十八条中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。
第三十六条第二項中「ブラジル協定」を「第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「第二十条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
第四十二条に次の二号を加える。
十三　ハンガリー協定第一条1(c)に規定するハンガリーの法令
十四　インド協定第一条1(c)に規定するインド共和国の法令
第四十二条の二中「第七条の二に規定する」を「第七条の二各号に掲げる社会保障協定に係る」に改める。
第四十六条第二項第一号中「相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同項第二号及び第四号イ中「第二十条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百五十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二条及び第三条を削り、附則第一条第一号中「並びに次条の規定」及び「（以下「ブラジル協定」という。）」を削り、同条第二号中「（以下「スイス協定」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条に二号を加える改正規定（同条第五十五号に係る部分に限る。）、同令第九条第一項ただし書及び第十条の二第一項ただし書の改正規定、同令第二十一条第一項に二号を加える改正規定（同項第十号に係る部分に限る。）、同令第二十四条の二の改正規定、同令第三十四条に一号を加える改正規定、同令第三十五条、第三十八条及び第四十条の改正規定、同令第五十条に二号を加える改正規定（同条第十五号に係る部分に限る。）、同令第五十七条の二の改正規定、同令第七十二条に一号を加える改正規定、同令第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十七条第一項及び第三項、第八十四条第三項並びに第八十八条の二及び第九十二条の二の改正規定、同令第九十五条に二号を加える